

四国地方整備局コンプライアンス推進計画

(令和4年度～令和6年度)

令和4年3月22日

四国地方整備局コンプライアンス推進本部

目 次

基本方針	- 1 -
I コンプライアンスの推進	- 2 -
1 コンプライアンス推進体制	- 2 -
(1) コンプライアンス推進本部等	- 2 -
(2) コンプライアンス・アドバイザー委員会	- 2 -
(3) 事務所等の体制	- 2 -
(4) 相談・通報窓口の設置	- 2 -
(5) 年度計画の策定	- 2 -
2 幹部職員のコンプライアンスの徹底	- 2 -
(1) 幹部職員のコンプライアンス宣誓の提出	- 3 -
(2) 幹部職員の人事評価（業績評価）における目標設定と実行	- 3 -
3 職員の意識改革の継続	- 3 -
(1) コンプライアンスに関する講習会等の基本的方向	- 3 -
1) 違法性やペナルティについての認識の徹底	- 3 -
2) 職員が自分の身近な問題として捉え、効果が浸透するような手法の採用	- 4 -
3) コンプライアンス講習会等への参加状況の記録	- 4 -
4) 講習講師等の拡充、能力の向上	- 4 -
(2) コンプライアンスに関する講習会等の取組の体系	- 4 -
1) コンプライアンス・ミーティング	- 4 -
2) コンプライアンス講習会	- 5 -
3) コンプライアンス研修	- 5 -
4) 合同コンプライアンスワーキング	- 5 -
5) イン트라ネットを活用した自主学习支援	- 5 -
(3) その他の意識啓発のための取組	- 5 -
1) 局長からの呼びかけ	- 6 -
2) パソコン立ち上げ時のコンプライアンスメッセージの表示	- 6 -
3) 各職員がコンプライアンスの行動をチェック	- 6 -
4) コンプライアンス・ハンドブックの作成	- 6 -
4 発注者綱紀保持の徹底	- 6 -
(1) 事業者等との対応ルールについて職員及び事業者等に徹底	- 6 -
(2) 不当な働きかけに対する報告の徹底	- 7 -
5 不当要求行為に対する取組	- 7 -
(1) 不当要求対応マニュアルの周知徹底	- 7 -
(2) 不当要求対応講習会の受講	- 7 -
(3) 関係機関との連携	- 7 -

6 円滑なコンプライアンス相談・報告等の実施に向けた取組.....	- 7 -
II 不正が発生しにくい入札契約制度の構築と情報管理の徹底.....	- 8 -
1 不正が発生しにくい入札契約制度の構築.....	- 8 -
2 情報管理の徹底.....	- 8 -
III 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証.....	- 8 -
1 コンプライアンス推進本部によるモニタリング等.....	- 8 -
(1) 推進計画に基づく取組の実施状況報告.....	- 9 -
(2) 推進計画に基づく取組の公表.....	- 9 -
2 推進計画に基づく取組の実効性の定期的検証.....	- 9 -
(1) セルフチェックシートによる職員の法令等理解度の検証.....	- 9 -
(2) アンケートによる職員のコンプライアンス意識等の把握・検証.....	- 9 -
3 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化.....	- 9 -
4 内部監査の強化・充実.....	- 10 -
IV 取組等の周知.....	- 10 -
V 推進計画の定期的検証及び見直し.....	- 10 -
コンプライアンス年間スケジュール.....	- 11 -

基本方針

四国地方整備局は、四国地方において広域的な視点に立ち、四国地域の持続的な発展を下支えする社会資本の整備等により地域の活性化を図るとともに、南海トラフ巨大地震をはじめとする自然災害等に備え、ハード、ソフト対策を着実に推進し、この地に暮らす人々の命と暮らしを守る重要な使命を担っている。その遂行に当たっては、職員一人ひとりが自覚と誇りを持って職務に当たることが肝要である。

私たち四国地方整備局の職員は、過去の高知県内における入札談合事案（以下「高知事案」という。）を風化させることなく、このような不祥事を二度と起こすことがないように、コンプライアンス推進の取組を継続し、我々に期待されている社会的要請に的確に応えるとともに、その使命を確実に果たしていく責務がある。

そのため、平成24年11月に「四国地方整備局コンプライアンス推進計画」を初めて策定し、それ以降、各種取組を進めてきたところである。これらの取組の推進により職員のコンプライアンスに対する知識、意識は、相当程度高まってきたと思われる一方、コンプライアンスに関する長期に渡る取組の継続に伴うマンネリ化や意識の低下については、留意する必要がある。

職員一人一人がコンプライアンスの取組を特別なことではなく、日頃から当たり前のこととしてとらえて実行することが、情報共有や意見交換がしやすい風通しのいい組織を形成し、職員にとって働きやすい職場環境の実現につながるものであることを理解することが重要である。

今回、変更を含め8回目となる「四国地方整備局コンプライアンス推進計画」（令和4年度～令和6年度）においては、これまでの蓄積を踏まえ、中長期的な再発防止対策としての取組を継続しつつ、コロナ禍の影響によりその利用が急速に進んだオンライン会議等を有効的に活用することによりコンプライアンスの取組を効率的に推進することとする。

以上の方針を達成するため、より広範囲なコンプライアンスに関する今後3年間にわたる、以下の取組を実行するものである。取組にあたっては、重点化、優先順位等に十分配慮するとともに、得られたノウハウは、組織全体として蓄積し、活用することとする。

I コンプライアンスの推進

1 コンプライアンス推進体制

(1) コンプライアンス推進本部等

平成24年11月12日に設置した局長を本部長とする「四国地方整備局コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）と、推進本部の決定で設置した「四国地方整備局コンプライアンス推進室」によるコンプライアンスの推進体制を継続し、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図る。

(2) コンプライアンス・アドバイザー委員会

平成24年度に推進本部と同時に設置した外部有識者で構成される「四国地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会」において、推進計画等について意見を伺い、取組等の強化に反映させる。

また、計画の推進にあたっては、コンプライアンスの取組状況及び不祥事に関する情報等を共有するなど、アドバイザー委員との連携を適宜図り取り組むこととする。

(3) 事務所等の体制

事務所等のコンプライアンスの取組を強化するため、事務所長及び管理所長を「コンプライアンス推進責任者」とし、推進責任者を補佐するため「コンプライアンス推進室」の体制を継続するとともに、現場により密着した形で指導を行うため、本局、事務所等に配置されたコンプライアンス指導者（以下「コンプライアンス指導者」という。）を通じ、コンプライアンス等の強化を効果的・効率的かつ自律的に行う。

(4) 相談・通報窓口の設置

職員からのコンプライアンスに関する相談・通報のための窓口として、コンプライアンス指導者、適正業務管理官への相談・通報の他、弁護士による外部窓口及びイントラネットからの匿名による通報等が可能な体制を継続する。

(5) 年度計画の策定

適正業務管理官は、コンプライアンスに関する取組の年度計画を前年度末までに策定しコンプライアンス指導者等に送付する。

2 幹部職員のコンプライアンスの徹底

コンプライアンスの推進には幹部職員がリーダーシップを発揮して進むべき方向を明確にし、率先垂範することにより、常に、組織風土を変えていくことが重要である。また、幹部職員自らも公私にわたり高いコンプライアンス意識を

保持し行動することが求められる。

このため、幹部職員のコンプライアンスの徹底について、以下の取組を進める。

(1) 幹部職員のコンプライアンス宣誓の提出

幹部職員は、就任の都度「コンプライアンス宣誓」を全て自筆で作成のうえ、各部・各事務所のコンプライアンス指導者に提出する。

コンプライアンス指導者は、提出された「コンプライアンス宣誓」を保管し、その写しを適正業務管理官に送付する。

対象者 本 局：課長・室長・センター長以上の管理職

事務所：事務所（管理所）長、副所長

(2) 幹部職員の人事評価（業績評価）における目標設定と実行

幹部職員は、4月期及び10月期の業績評価において、職務遂行における行動及び結果についてはコンプライアンスを徹底すること、及び部下職員についてもコンプライアンスの徹底について指導することを目標として掲げ、着実に実行する。

対象者 上記(1)と同じ

3 職員の意識改革の継続

職員一人ひとりにコンプライアンス意識をしっかりと根付かせ、高知事案を風化させず、また、適正な公文書管理等、常に社会的要請に対応させるためには、知識と行動が必ずしも一致しないこともあり得ることを認識した上で職員自身がリスクに直面したときに即座に適切な行動が取れるよう、より実践的な取組とする必要がある。

このため、講習会等を始めとした職員のコンプライアンス意識の啓発について、以下の取組を進める。

(1) コンプライアンスに関する講習会等の基本的方向

1) 違法性やペナルティについての認識の徹底

講習会等の内容については、不祥事・不正行為等の具体的で幅広い事例を基に、発注者綱紀保持規程、国家公務員倫理法及び同規程、官製談合防止法、国家公務員法等の関係法令違反の違法性や、懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等のペナルティについての認識が高まるような内容を可能な限り取り入れる。

特に入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること並びに知識と行動が一致しないこともあり得ることを十分に認識させる。

。

2) 職員が自分の身近な問題として捉え、効果が浸透するような手法の採用

研修等の手法については、一方的な講義方式ではなく、不祥事・不正行為等の具体的で幅広い事例を基にしながら、自分の身近な問題として職員同士が質問・意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式等を積極的に採用する。

3) コンプライアンス講習会等への参加状況の記録

各職員のコンプライアンスへの意識、取組状況を把握するため、コンプライアンス講習会、コンプライアンス・ミーティングへの参加状況を職員ごとに記録・保存する。

4) 講習講師等の拡充、能力の向上

適正業務管理官等が講師を務めコンプライアンス指導者等を対象とした講習会を開催する。各事務所においては、コンプライアンス指導者等が講習会の講師を務める取組を引き続き進める。

このため、コンプライアンス推進責任者、指導者を対象にした講習会や、コンプライアンス指導者間でのワーキングの実施など、指導者能力の向上を図る。

また、国土交通大学校主催のコンプライアンス指導者養成研修にコンプライアンス指導者等を積極的に参加させるとともに、当該研修の受講者が研修講師等を務めることにより、受講成果のフィードバックを図る。

(2) コンプライアンスに関する講習会等の取組の体系

1) コンプライアンス・ミーティング

コンプライアンス・ミーティング（以下「ミーティング」という。）は、全職員が参加してグループ討議を行うものであり、最も効果的な職員の意識啓発手法であるとともに、意識を把握する重要な機会であるため、取組の中心的役割を担うものとして位置付ける。

ミーティングは、部議、所課長会議及び各課の課内会議等において実施することとし、職員全員が参加できるよう複数回に分けて実施したり、他の所属のミーティングへ参加させる等の工夫により、全職員が参加できるよう努める。

職員自身が直面する事案に対し、様々な観点から検討し、即座に適切な行動が取れる能力を習得するため、ミーティングテーマの設定にあたっては、不祥事事案等に限らず、判断の難しいグレーゾーンの事案について積極的に採用することとする。また、各所属が独自で実施するミーティングについては、実情に適したテーマを採用するとともに、ミーティングの実施にあたっては、所属内だけでなく、オンライン会議の活用等により他部署間の役職別、階層別等の横断的なミーティングの実施を検討する。

また、職員一人ひとりの理解が深まるだけでなく、判断の難しい事案につい

ては上司やコンプライアンス指導者、関係部署等に相談していくことが定着するように身近で具体的な事案に即した取組を行うとともに、ミーティング等で得られた職員意見や疑問点等を共有し、テーマとして再度確認を行うことにより、職員の参加意識や議論の質が高まるような取組を行う。

2) コンプライアンス講習会

コンプライアンスに関する認識の統一、知識の向上や、指導者能力の向上等を図るために、全職員が受講可能となるよう各種講習会を開催する。

- ① コンプライアンス推進責任者、指導者等を対象とした指導者養成講習（講師：外部のコンプライアンス有識者等）
- ② 本局職員、事務所管理職等を対象とした講習会（講師：適正業務管理官等）
- ③ 事務所係長、係員、期間業務職員等を対象とした講習会（講師：コンプライアンス指導者）
- ④ 期間業務職員採用時の講習会（講師：適正業務管理官、コンプライアンス指導者等）

講習会の実施にあたっては、状況に応じオンライン会議の活用等を検討する。

3) コンプライアンス研修

四国地方整備局が実施する研修において、昇任（採用）時の研修にコンプライアンスに関するカリキュラムを取り入れる。

それぞれの研修内容に即して、研修員が日常業務や組織対応の中で感じるコンプライアンス上の問題、疑問等、又は職場でのミーティングで出た疑問点等を持ち寄り、テーマとしてグループ討議等を行うとともに、討議結果を発表、記録するものとする。

4) 合同コンプライアンスワーキング

事務所等の自律的な取組の促進やコンプライアンス指導者としての自覚及び資質向上を図るため、複数事務所等によるグループごとに、合同コンプライアンスワーキングとして実施し、コンプライアンス指導者同士の認識を共有する。

5) イン트라ネットを活用した自主学習支援

職務上の都合で講習等に参加できない職員による利用及び職員のコンプライアンス意識の醸成を支援することを目的としたイン트라ネットの自主学習コーナーの充実を図るとともに、ミーティングでの主な意見やコンプライアンスの相談についてイン트라ネットに掲載し情報共有を図る。

(3) その他の意識啓発のための取組

1) 局長からの呼びかけ

局長は、コンプライアンスの推進、コンプライアンス等に関する問題の抱え込み防止と組織全体での対応等について、コンプライアンス推進本部会議等を利用し適宜全職員に対する呼びかけを行うものとする。また、より高いコンプライアンス意識が求められる幹部職員に対しては、コンプライアンス意識を常に働かせる呼びかけを行うものとする。

なお、必要に応じて、緊急幹部会等の招集や、局長訓示等の文書発出による対応も行うものとする。

2) パソコン立ち上げ時のコンプライアンスメッセージの表示

職員のコンプライアンスの徹底を図るため、全職員を対象として、行政パソコンの立ち上げ時に、コンプライアンスメッセージを日々変更し表示する。

3) 各職員がコンプライアンスの行動をチェック

各職員がコンプライアンスについての行動チェックを実施することにより、コンプライアンスの徹底を図る。

ミーティングの実施後等において、コンプライアンスの行動チェックを実施し、記名のうえ各所属長を通じてコンプライアンス指導者まで提出する。

コンプライアンス指導者は、行動チェックの内容を確認し必要に応じ所属職員を指導する。

4) コンプライアンス・ハンドブックの作成

職員のコンプライアンス意識の徹底及び日々の行動に役立つ資料として、ミーティングの成果等から作成する事例集やコンプライアンスに関する基本的な事項を網羅したハンドブックを作成し全職員に配布する。

4 発注者綱紀保持の徹底

事業者や事業者団体との対応については、四国地方整備局発注者綱紀保持規程（以下「規程」という。）の趣旨や綱紀保持の体制が十分に活かされるよう、組織としての対応の強化を図り、発注者綱紀保持を徹底するために、以下の取組を進める。

(1) 事業者等との対応ルールについて職員及び事業者等に徹底

職員に対し、規程第 5 条に規定する事業者等との応接方法に係るルールについて徹底するとともに、事業者等に対しても、趣旨、内容等について周知徹底し、理解を求めるものとする。

(2) 不当な働きかけ¹に対する報告の徹底

職員に対し、規程第12条第1項に規定する事業者等への対応を徹底するとともに、特に同条第2項以下に規定する報告については、組織のトップである局長への速やかな報告を徹底し、組織として毅然とした対応を行う。

なお、発注事務の公正な職務の執行を損なうおそれのある不当な働きかけについては、組織として必要な措置を講ずるとともに、随時又は定期的に公表を行う。

また、四国地方整備局の職員間における情報漏洩要求行為等の規程に抵触すると思料する事実を確認し、又は通報を受けた職員は、規程第6条の規定により速やかに発注者綱紀保持担当者に報告を行う。

5 不当要求行為²に対する取組

不当要求行為への対応については、職員の安全と事務事業の円滑かつ適正な執行を確保するため、組織的に取組むことが重要である。

不当要求行為に対しては、組織全体で情報を共有し、組織として適切に対処するため以下の取組を推進する。

(1) 不当要求対応マニュアルの周知徹底

本局及び各事務所で策定している不当要求対応マニュアルについて所属職員に周知するとともにその内容について必要に応じ適宜、修正するものとする。

(2) 不当要求対応講習会の受講

不当要求行為を受ける可能性がある職員は、暴力追放運動推進センター等が開催する不当要求防止責任者講習会を受講し受講修了書を自席周辺の見やすい場所に掲示する。

(3) 関係機関との連携

所轄警察署、暴力追放運動推進センター等、関係機関との連携体制を構築し不当要求行為への対応に備える。また、事案に応じて顧問弁護士、民暴委員会に所属している弁護士等に、相談・対応依頼を行うことができる体制を整える。

6 円滑なコンプライアンス相談・報告等の実施に向けた取組

コンプライアンス相談・報告窓口について、職員への周知に工夫を凝らし、窓

¹不当な働きかけ

事業者等が職員に対して、契約発注事務に関する予定価格等の秘密情報を聞きだそうと働きかけるなど、発注事務の公正な職務の執行を損なうおそれのある行為

²不当要求行為

脅迫、威圧的な言動、暴言、けん騒その他の不穏当な言動により、又はその地位を利用し、若しくはその権限に基づく影響力を行使して、職員に対し、不適正にその職務上の行為をし、又はしないことを求める行為その他の不正な手段によって職員の公正な職務の執行を妨げる行為

口設置の趣旨が活かされる取組を進める。

また、心の悩みや、周りが見てこれはおかしいと気付く場合も含めて、相談されやすい窓口となるよう配慮するとともに、各職場においてもコンプライアンスに関する問題を気軽に話し合える風通しのよい組織づくりに取り組む。

また、在宅勤務の実施での意思疎通を継続するため、オンライン会議の積極的な活用等によりコミュニケーションの維持を図るものとする。

相談・報告があった場合には、相談・報告者の保護等を徹底した上で、「コンプライアンス相談・報告窓口の対応フロー」に基づき迅速かつ確な対応を行う。

II 不正が発生しにくい入札契約制度の構築と情報管理の徹底

入札契約事務の執行にあたっては、発注者綱紀保持規程、発注者綱紀保持マニュアルを遵守するとともに、その内容について適宜見直しを実施し、改訂することとする。

1 不正が発生しにくい入札契約制度の構築

不正が発生しにくい入札契約制度への見直しのため策定された「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札手続きの見直しの実施について」（平成26年2月6日付け国地契第61号ほか）等に基づき、以下の取組を継続するとともに、その評価を行う。

- ① 予定価格の作成を入札書の提出後に行うこととするとともに、入札書と技術提案書を同時に提出させることとする。
- ② 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両者の情報を知る機会や知る者の数を限定し、情報漏洩の防止を図るものとする。
- ③ 技術提案書及び指名競争入札における業者名のマスキングを徹底、入札参加業者名を知る者の数を限定するとともに、特定の業者に対する不公正な評価及び情報漏洩の防止を図るものとする。

2 情報管理の徹底

職員に対し、規程第3条の2、第3条の3及び第4条並びに発注者綱紀保持マニュアルの同条関係に規定する発注事務に関する情報管理の責任体制やルールについて徹底する。

機密情報が含まれる文書の保管に当たっては、電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図るなど情報管理の徹底を図るものとする。

III 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証

1 コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

(1) 推進計画に基づく取組の実施状況報告

各部長及び各コンプライアンス推進責任者は、推進計画に基づく取組の実施状況を月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに適正業務管理官まで報告し、適正業務管理官は、これを毎月開催される推進本部の定例会議において報告するものとする。

また、本部規則第7条第3項の規定に基づき、推進本部長は毎月の定例会議にコンプライアンス推進責任者等を参画させ、事務所等の取組の実施状況報告及び取組に関する意見を受け、取組について検証・指導・改善を行うものとする。

なお、各事務所のコンプライアンス推進責任者等を年1回は必ず参画させるものとする。

(2) 推進計画に基づく取組の公表

本部規則第6条第3項の規定に基づく公表を、本局ホームページで行い、透明性の確保を図るものとする。

2 推進計画に基づく取組の実効性の定期的検証

(1) セルフチェックシートによる職員の法令等理解度の検証

コンプライアンス関係法令等に関するセルフチェックシートにより法令の理解度の検証を行う。

なお、理解度が低い事項については、講習会等で指導し理解度の向上を図る。

(2) アンケートによる職員のコンプライアンス意識等の把握・検証

コンプライアンス意識及び取組に関する職員アンケートを年1回実施し、職員のコンプライアンスに関する理解度、意識、行動等の実態を把握のうえ、推進計画に基づく取組の効果を検証する。また、コンプライアンス推進計画に基づく取組について、所属長から職員に対し、効果的な周知がなされているのか、きめ細かな指導がなされているのかなどの取組状況について、フォローアップを実施するとともに、推進計画の作成や職員の指導に反映させる。

3 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表するなど、透明化・情報公開を強化するものとする。

- ・事務所ごとの一般土木工事及び港湾土木工事の落札率（月平均・年平均）の公表
- ・事務所ごとの一般土木工事及び港湾土木工事の業者別年間受注額・受注割合の公表

4 内部監査の強化・充実

一般監査において、コンプライアンスの取組状況及び入札契約関係文書の管理等を重点監査事項に位置付け監察の強化を図る。

また、必要に応じ臨時的な監査等を実施する。

IV 取組等の周知

推進計画に基づく取組等の実効性を高めるため、地域の建設業者、地方公共団体、退職者等の関係方面に対して、対策、取組の趣旨、内容等について周知し、理解を求めるものとする。

周知の方法は以下のとおりとする。

- ① 本局ホームページに、有資格業者を対象としたコンプライアンス推進計画の取組及び発注者綱紀保持の取組についての協力依頼を掲載する。
- ② 一般競争（指名競争）参加資格認定通知書に、四国地方整備局における発注者綱紀保持の取組への協力依頼文を同封する。
- ③ 各部長及びコンプライアンス推進責任者は、事業者団体との各種意見交換会等で、四国地方整備局コンプライアンス推進計画の取組及び発注者綱紀保持の取組等を周知する。
- ④ コンプライアンス推進計画及び発注者綱紀保持の取組について、事業者団体等へ周知する。

V 推進計画の定期的検証及び見直し

本推進計画に基づく取組を着実に進展させていくため、毎年度ごとに、推進本部において本計画の実施状況を定期的検証のうえ自己評価を行い、コンプライアンス・アドバイザリー委員会に報告し、改善に向けた提言を受けるとともに、計画期間内であっても柔軟に対応を行うものとする。

さらに、計画終了前に計画期間内の実施状況を踏まえ、実施項目・手法等について、抜本的に評価及び見直しを行うものとする。

コンプライアンス年間スケジュール

(※本スケジュールは標準例を示したものであり毎年度見直しを実施する)

項目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
I 1(1) コンプライアンス推進本部会議 (★:事務所報告あり)		☆	☆	★	★	★	★	★	★	★	★	★	☆
I 1(2) コンプライアンス・アドバイザリー委員会・意見交換会				☆								☆	
I 3(2)1) コンプラ・ミーティング(新規テーマ)		☆			☆						☆		
I 3(2)1) コンプラ・ミーティング(情報共有・提供)				☆			☆						☆
I 3(2)1)コンプラ・ミーティング(独自テーマ等)			☆			☆						☆	
I 3(2)2) コンプライアンス講習会								☆	☆	☆			
I 3(2)3) コンプライアンス研修		新規採用	管理職 I 管理職 II	新任係長			初級事務 初級技術						
I 3(2)4) 合同コンプライアンスワーキング							☆	☆					
I 3(3)3) 行動チェック						☆						☆	
I 3(1)2) 事務所独自(不祥事情報提供)						☆						☆	
I 5(2)不当要求対応講習会							適宜実施						
Ⅲ2(1) セルフチェックシートによる法令理解度								☆					
Ⅲ2(1) セルフチェックシートによる法令理解度(集計)									☆				
Ⅲ2(1) セルフチェックシートによる法令理解度(情報提供)										☆			
Ⅲ2(2) アンケートによる職員意識の把握・検証										☆			
Ⅲ2(2) アンケートによる職員意識の把握・検証(集計)											☆		